

令和2年6月3日

令和2年第2回岬町議会定例会

第2日会議録

令和2年第2回（6月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和2年6月3日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長 澤 憲一	財政改革課長	内山 弘幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和2年6月2日から23日(22日)

○会議録署名議員

4番 中原 晶 5番 坂原正勝

議事日程

日程第 1	議案第37号	専決処分の承認について(令和元年度岬町一般会計補正予算(第9次))
日程第 2	議案第38号	専決処分の承認について(令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第4次))
日程第 3	議案第39号	専決処分の承認について(令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第4次))
日程第 4	議案第40号	専決処分の承認について(令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第4次))
日程第 5	議案第41号	専決処分の承認について(岬町税条例の一部改正)
日程第 6	議案第42号	専決処分の承認について(令和2年度岬町一般会計補正予算(第1次))
日程第 7	議案第43号	令和2年度岬町一般会計補正予算(第2次)について
日程第 8	議案第44号	令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について
日程第 9	議案第45号	令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について
日程第10	議案第46号	動産買入れ契約の締結について(バスの買入れ)

- 日程第11 議案第47号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第48号 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第14 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 報告第2号 令和元年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、議案第37号「専決処分の承認について（令和元年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第37号「専決処分の承認について（令和元年度岬町一般会計補正予算（第9次））」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和元年度一般会計決算見込におきまして、不用額及び大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正並びに地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

まず、補正予算の内容の説明をさせていただく前に、令和元年度一般会計の決算見込などについてご説明させていただきます。

先日、内閣府が発表いたしました今年1月から3月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で3.4%の減少となっております。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、個人消費や輸出が落ち込み、2四半期連続のマイナスとなりました。

4月以降は政府の緊急事態宣言の影響で個人消費がさらに落ち込んでおり、民間の主要調査機関では次の4月から6月期の実質GDPの年率換算では20%程度のマイナスになると予想されております。

これは、リーマンショック直後の2009年1月から3月期のマイナス17.8%を上回り、比較可能な1980年以降で最大の落ち込みになる可能性があると言われております。

また、新型コロナ収束後も景気の低迷が長期化する懸念があると言われており、このような状況は地域経済にも相当な影響が及ぶと考えられることから、今後ともこうした動きを注視していく必要があると考えております。

次に、本町に目を向けると、令和元年度は歳入では町税は昨年度からわずかながら増額が見込めるものの、これまで堅調に推移してきましたふるさと納税に係る岬ゆめ・みらい寄附が国による制度の見直しにより、大幅に減少となる見込みでございます。

一方、歳出におきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費が増加し、公債費が高止まりしているなどの状況の中での厳しい財政運営となりましたが、大阪府市町村振興補助金などの財源の確保に加え、「岬町行財政集中改革計画（第3次集中改革プラン）」による取組などにより実質収支につきましては、引き続き黒字を確保できる見通しとなっております。

町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされており、今後とも行財政改革を積極的に推進していくことが急務となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

令和元年度一般会計補正予算（第9次）につきましては、特定財源の確定に伴う財源更正及び歳出不用額の調整等を行った内容となっております。

とりわけ、不用額の主な内容につきましては、町道西畑線、町道海岸連絡線、町道多奈川歴史街道線など、道路整備事業におきましては社会資本整備総合交付金の交付決定の範囲内で予算を執行したことによるものでございます。

また、防災行政無線再整備事業につきましては、入札に伴う事業費の減少のほか、仕様を見直したことなどにより事業費の圧縮に努めたことによるものでございます。

改めまして、議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億5,984万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,180万1,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては10ページから27ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

町税といたしまして、収入見込に伴い1,601万2,000円を増額計上いたしております。

主な内容といたしましては、法人町民税が4,779万5,000円を増額計上する一方、個人町民税が2,131万4,000円を、固定資産税が825万4,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税交通安全対策特別交付金につきましては、交付決定に伴い、合計で6,832万4,000円を減額計上いたしております。

国から示されました地方財政計画の伸び率や地方財政対策等を参考に予算計上いたしておりますが、海外において米中貿易摩擦など不安定な経済情勢による株価の乱高下に加えまして、国内におきましては、消費税率引上げに伴う消費の伸び悩みなどにより予算と乖離する結果になったと考えられるものでございます。

3ページをご参照願います。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴い1億5,821万3,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、道路橋りょう費補助金といたしまして、町道西畑線整備事業などに充当した社会資本整備総合交付金（道路整備等）9,153万9,000円を、商工費補助金といたしまして、プレミアム付商品券事業費補助金と事務費補助金の合計2,339万円をそれぞれ減額計上いたしております。

府支出金につきましては、交付決定に伴い1,178万6,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、総務管理費補助金といたしまして、大阪府市町村振興補助金など、合計で1,590万円を増額計上する一方、選挙費委託金といたしまして、大阪府知事選挙執行委託金など合計で1,899万7,000円を減額計上いたしております。

寄附金につきましては、収入見込みに伴い136万1,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、岬ゆめ・みらい寄附金145万4,000円を減額計上する一方、多奈川地区多目的公園寄附金9万3,000円を増額計上いたしております。

繰入金につきましては、3,713万8,000円を減額計上いたしております。

主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴い財政調整基金繰入金7,294万円を減額計上する一方、岬ゆめ・みらい基金繰入金6,589万4,000円を増額計上いたしております。

諸収入につきましては、収入見込に伴い893万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、雑入といたしまして、大阪府後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等負担金502万8,000円を増額計上する一方、広域サイクルツーリズム事業負担金843万1,000円を減額計上いたしております。

町債につきましては、起債借入額の決定に伴い1億9,010万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、総務管理債といたしまして、防災行政無線整備事業債9,580万円を、道路橋りょう債といたしまして町道整備事業債など合計で9,110万円をそれぞれ減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては28ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、1億6,140万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い広報公聴費といたしまして防災行政無線再整備工事など合計で9,724万3,000円を、地方創生総合戦略事業費といたしまして海上サイクルルート業務委託料など合計で3,531万5,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

民生費につきましては、4,107万3,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、社会福祉総務費といたしまして障害者（児）居宅介護給付費などの扶助費の合計で1,160万円を、児童措置費の児童手当扶助費2,184万5,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

衛生費につきましては、2,604万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額の調整に伴い、予防費の個別予防接種委託料（四種混合等）590万円を、塵芥処理費の光熱水費など合計で1,039万5,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、歳入予算において、森林病虫害等防除事業補助金の計上に伴う財源更正でございます。

商工費につきましては、4,510万5,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、不用額の調整に伴い、観光費といたしまして、海釣り公園整備工事など合計で1,989万3,000円を、プレミアム付商品券事業費といたしまして、事務費や補助金の合計で2,339万円をそれぞれ減額計上いたしております。

土木費につきましては、1億9,534万3,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、不用額の調整に伴い、道路維持費といたしまして町道西畑線、町道多奈川歴史街道線、町道美化センター連絡線などの道路整備事業費の合計で1億7,063万1,000円を、河川水路維持費といたしまして、土砂災害特別警戒区域内家屋移転等助成金など合計で1,288万3,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

消防費につきましては、833万4,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、不用額の調整に伴い、消防総務費といたしまして、泉州南消防組合負担金など合計で5,535万円を、災害対策費といたしまして、耐震改修促進計画策定委託料など合計で185万円をそれぞれ減額計上いたしております。

教育費につきましては、674万5,000円を減額計上いたしております。主な内容としていたしましては、不用額の調整に伴い、小学校の教育振興費といたしまして、準要保護児童給食扶助費など扶助費の合計で222万4,000円を、中学校費の教育振興費といたしまして、準要保護生徒給食扶助費など扶助費の合計で204万7,000円をそれぞれ減額計上いたしております。

公債費につきましては、不用額の調整に伴い、元金及び利子の合計543万4,000円を減額計上いたしております。

5ページをご参照願います。

諸支出金につきましては、2,963万9,000円を増額計上いたしております。主な内容としていたしましては、財政調整基金費といたしまして、前年度決算に伴う積立金3,100万円を増額計上する一方、岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込みに伴い、岬ゆめ・みらい基金積立金145万4,000円を減額計上するものでございます。

続いて6ページをご参照願います。

「第2表地方債補正」をご覧ください。地方債借入額の決定に伴い、防災行政無線整備事業ほか6事業の限度額の変更を行うものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 何点かお尋ねいたします。

議案書の41ページの商工費、観光費のところ、工事請負費にあります海釣り公園整備工事減額の理由をお聞きしておきたいと思います。

それから、43ページの、同じく商工費の中で、プレミアム付商品券事業に関わる減額が示されております。これは、対象者数や発行数等について分かれば教えていただきたいと思います。

それから、46ページから49ページにかけて、教育振興費の扶助費のところ、小学校、中学校の準要保護児童生徒に対する、いわゆる就学援助の費用が計上されておまして、この不用額が大きいと見るか小さいと見るか、そんなに大きいようには感じないのですが、予算と比較して幾ばくかでも不用額が出てくるという実態を見ますと、例えば、今は岬町では設けていない費目を追加するとか、そういったさらなる拡充ということを今後考えていく必要があるのではないかと思うのですが、その点についてお考えをお聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 吉田理事。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問の中で、私からは商工費、観光費、工事請負費で、海釣り公園整備工事の減額についてのご質問にお答えさせていただきます。

海釣り公園の整備工事は、修繕計画に基づいた実施をさせていただいているところでございまして、この年度で電気防食という海中に埋まった柱のところに、腐食を防ぐための防食装置がついておまして、それが耐用年数を経過しているということで予算計上させていただいておりましたが、潜水調査をした結果、かなり頑丈といえますか、いいものがついておまして、耐用年数的にはきていますのですけれども、調査結果ではまだまだ機能を果たせるということで、この電気防食装置の取り替え工事を取りやめたことによる減額となっております。

○奥野 学議長 寺田総務部理事。

○寺田総務部理事 2点目の、43ページの負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券の事業費補助金、事務費補助金につきましては、2019年10月から消費税率引上げが低所得者、子育て世帯に与える影響を緩和し、町内における消費を喚起、下支えするために国の補助金を活用してプレミアム商品券を、岬町プレミアム付商品券実行委員会が発行販売しております。

この実行委員会に対する補助金となりまして、当初予算では購入対象者を約4,000人見込

んでおりました。プレミアム分として2,000万円を計上していましたが、基準日における対象者が2,942人になり、実際に引換券を希望した方が1,410人となったことから、マイナスの1,444万9,000円を減額することとなりました。

事務費につきましては、実行委員会で支出した販売手数料、換金手数料が予定より購入者が少なかったことから減額となったものでございます。

ちなみに、1枚500円の券なのですけれども、5万5,510枚売れております。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

要保護、準要保護についてですが、当初予算につきましては、前年度の該当者を1年スライドさせて予算を見込んでいるのですけれども、申請があったときに不足が生じてはいけませんので、若干余裕を見て予算要求をさせていただいております。

基準の見直しについてですけれども、これまでも何回か答弁させていただいているかと思えますけれども、生活保護基準が改定されても、従来そのまま算定させていただいておりますので、現在のままの基準で当面はさせていただきたいと思っております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

和田議員。

○和田勝弘議員 29ページの危機管理監のところですけど、これ、今、説明で入札のあれでこれだけ浮いたというんですか、そのようにちょっと聞いたように思うのですが、それでいいのですかな。

ちょっと額が9,400万円何がしといたら大きいので。

それともう1点は、この防災無線についての事業は、一応これで終わりになるのかどうか、その2点、よろしく願います。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

防災行政無線の整備工事に係る減額、専決処分でございますけれども、基本的に入札に伴う減額が大きいものでございます。

工事につきましては、令和2年度、今年度で終了ということで、今年度で最後となっております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

和田議員。

○和田勝弘議員 一応、事業としては今年度で、次の予算はえらい失礼だけど見てなかったんですけど、どのぐらいの予算組んでるのかな。

○奥野 学議長 森危機管理監。

○森危機管理監 ご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度の予算額につきましては、これ2カ年の工事として一括で契約しておりまして、残りの金額1億5,661万9,000円を予算計上しております。

○奥野 学議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第37号「専決処分の承認について（令和元年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第2、議案第38号「専決処分の承認について（令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第4次)）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第2、議案第38号「専決処分の承認について（令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第4次)）」につきましてご説明します。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由としましては、令和元年度岬町下水道事業特別会計決算見込におきまして、不用額及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更などに係る補正予算を調製し、議会の議

決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ655万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,066万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により、一般会計繰入金785万1,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債借入額の決定に伴い、流域下水道事業債90万円を減額計上いたしております。

次に、諸収入につきましては、収入見込みにより250万1,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、水道管移設受託事業収入59万5,000円を減額計上する一方、前年度の清算に伴い、流域下水道事業市町村負担金返還金309万6,000円を増額計上するものでございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、収入見込により、現年度の受益者負担金30万9,000円を減額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては10ページ、11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、不用額の調整に伴い、195万8,000円を減額計上いたしております。

内容としましては、事業費の決定に伴い排水設備改造補助金39万円を、還付金の決定に伴い下水道使用料還付金30万円を、消費税の確定に伴い消費税及び地方消費税126万8,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、不用額の調整に伴い、306万4,000円を減額計上いたし

ております。

内容としましては、負担金の確定に伴い流域下水道事業負担金101万4,000円を、入札減により事業認可変更設計業務委託料150万1,000円を、また事業費の確定に伴い工事支障物件移設補償費54万9,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、不用額の調整に伴い153万7,000円を減額計上いたしております。

内容としましては、不用額調整により償還金53万7,000円、一時借入金利子100万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表地方債補正をご覧ください。

地方債借入額の決定に伴い、下水道事業の起債限度額について1億5,430万円から1億5,340万円に変更を行うものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が、補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第38号「専決処分の承認について（令和元年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第3、議案第39号「専決処分の承認について（令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第4次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第39号「専決処分の承認について（令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第4次））」につきましてご説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和元年度岬町深日財産区特別会計決算見込におきまして、一般会計で実施した兵庫地区水路整備事業等の不用額に伴う補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明をいたします。予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ376万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,180万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明をいたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

一般会計繰出金の減額に伴い、財源としていた深日地区財産区基金繰入金を376万4,000円減額いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

一般会計で実施した兵庫地区水路整備事業等の不用額に伴い、一般会計繰出金376万4,000円を減額いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号「専決処分の承認について（令和元年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第4次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第4、議案第40号「専決処分の承認について（令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第40号「専決処分の承認について（令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））」につきましてご説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計決算見込におきまして、一般会計で実施した多奈川古港雨水ポンプ整備事業等の不用額に伴う補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分しましたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ775万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,169万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参

願います。

一般会計繰出金の減額に伴い、財源としていた多奈川地区財産区基金繰入金を775万9,000円減額いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

一般会計で実施した多奈川古港雨水ポンプ整備事業等の不用額に伴い、一般会計繰出金を775万9,000円減額いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号「専決処分の承認について（令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第4次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第5、議案第41号「専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 日程第5、議案第41号「専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）」につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしましたので同

条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。

専決処分 の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同日から施行されることに伴い、岬町税条例の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日付で専決処分をしたものでございます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置を講ずることを目的として、国において地方税法等の一部を改正する法律等が成立したことを踏まえた税条例の改正内容となっております。

なお、条例の内容につきましては、議案書、新旧対照表と併せて送付いたしております岬町税条例の一部を改正する条例の概要を用いまして説明させていただきます。

それでは、1ページの岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号「以下、改正条例と言います」）の一部改正の主な改正内容をご覧ください。

改正条例につきましては、第1条及び第2条の構成となっております。

まず、1. 改正条例第1条関係、附則におきまして附則第10条は固定資産等の課税標準の特例についての読替規定で、法改正に伴う規定の整備でございます。

読替の内容としましては、①地方税法附則第61条において、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響により、中小事業者等の売上高の減少に応じた固定資産税の減額を、令和3年度の課税に限り2分の1またはゼロにする特例となっております。

減額条件といたしましては、令和2年2月から10月までの間における連続する任意の3ヶ月の期間の売上高の合計額を前年の同期間の売上高の合計額と比べて30%から50%未満の減少の場合には2分の1、50%以上の減少の場合はゼロとするものでございます。

ただし、申告には地方税法で罰則規定が設けられております。

2ページをご覧ください。

また、②地方税法附則第62条において、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を創設しております。

なお、①及び②の措置に伴う減収については、新たに創設される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額補填されることとなっております。

次に、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合で、固定資産等の課税標準の特例項目となっております。

いわゆる、わがまち特例の項目の規定の整備や創設について、法改正に伴う規定の整備でございます。

附則第24項は、法改正に伴う規定の整備でございます。

附則第27項は、先ほど附則第10条で触れましたが、②地方税法附則第62条において、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が、納税者に及ぼす影響下において、中小事業者等が生産性向上特別措置法第41条に規定する認定先端設備等導入計画に沿って策定された同意導入促進基本計画に基づいて取得した先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物につきまして、固定資産税の課税標準となる価格について、3ヶ年度分の特例措置を設けるものです。

これは、第24項において平成30年3月31日、岬町条例第18号で生産性向上特別措置法第41条に規定する認定先端設備等導入計画に沿って策定された同意導入促進計画に基づいて取得した機械装置等について、既に創設済みで、その割合を零としていることを踏まえて、第27項の創設につきましても、3ヶ年度分の固定資産税の課税標準となる価格を零と定めたものでございます。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税につきまして、法改正に伴う規定の整備でございます。

軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの適用期間を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までとするための改正でございます。

この措置に伴う減収につきましては、軽自動車税減収補填特例交付金より全額補填されることとなっております。

次に、附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続について法改正に伴う規制の創設でございます。

新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が令和3年1月31日までに一定の地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することが困難と認められるときは、納付期限内の申請に基づき、その納付期限から1年以内の期間に限り徴収を猶予できる規定の創設でございます。

この特例創設に伴う地方公共団体の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置が創設されております。

3ページをご覧ください。

続いて、2. 改正条例、第2条関係、附則におきまして、附則第10条は固定資産等の課税標準の特例についての読替規定で、法改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例に定める割合は、固定資産等の課税標準の特例項目となっております。

改正条例第1条関係において、第27項を創設したところですが、地方税法の条ずれに伴う規定の整備でございます。

次に、附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、法改正に伴う寄附金税額控除の特例に関する規定の創設でございます。

個人町民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症等の影響による入場料金等払戻請求権の放棄をし、このうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして町長が指定するもので、当該納税義務者が放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額、上限20万円を寄附したものとみなして町民税に関する規定を適用するものでございます。

次に、附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税控除の特例につきましては、法改正に伴う規定の創設でございます。

個人町民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に適用期限を令和16年度分まで延長されるものでございます。

以上が、岬町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 この提案は、コロナウイルスの影響によって被害を受けた、例えば事業者の固定資産税を一旦は猶予して、そして将来的に減免というような措置につながっていくようなものが含まれておりまして、非常に救済として助かるものと思っています。

それで、この中身については、対象となる方にきちんと利用していただけるように周知を徹底する必要があると思うのですが、その周知についてはどのようになさるのかお聞きしたいということと。

それから、内容についてよく分からない点があるので、この機会にお尋ねいたします。

概要の2ページの一番上に②とありまして、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備とあ

りますけれども、これは具体的にはどのようなものを指すのか。認定先端設備という言葉もその後で出てきますが、具体的にどういったものを指すのかお聞きしたいと思います。

それから、3ページの最後の第26条なのですが、一定の場合に適用期限が延長されるということで、その一定の場合という内容についても説明を頂きたいと思います。

○奥野 学議長 阪本財政改革部理事。

○阪本財政改革部理事 3点ご質問頂いたと思います。

まず1点目の周知の方法ということでございます。

今のところ、ホームページ等を活用させていただいた上で周知させていただければと考えてございます。

それから、先端設備、二つ目の質問でございますけれども、こちらにつきましては、国のほうの生産性向上特別措置法といいますのは、国のほうで2020年までは生産性革命集中投資期間として国のあらゆる政策を総動員することを受けて、生産性向上特別措置法ということによりまして、我が国の産業の生産性を短期間に向上させるための施策の一つとして生産性向上特別措置法でございまして、その法律に沿って最新の先端設備等導入する企業に対して優遇税制をするという施策でございます。

それから、もう1点、住宅特例のご質問だったと思います。

住宅特例につきましては、昨年10月1日に消費増税がございました。その時に、住宅取得控除が通常ですと10年間のところ、3年間延長して13年という特例がこの3月31日付の専決条例で承認いただいたところですが、このコロナウイルスの影響が原因で、契約ができて、今年の12月末までに居住できないといったようなケースが想定されます。

そういった場合につきましては、新築であれば、令和2年9月末までに契約が行われていること、そして分譲住宅や増改築の場合は令和2年11月末までに契約が行われている場合につきましては、本年12月末までに入居ができなかった場合でも、来年、令和3年12月31日までに入居すればこの特例措置を受けられるということでございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

中原議員。

○中原 晶議員 1点目のお答えを頂きました周知の問題ですが、ホームページ等ということでありましたけれども、これは対象になるのが中小事業者等ということになりますから、例えば岬町商工会であるとか、必要な人に対象になるのであれば、きちんとこの制度を活用していただけるような工夫のある周知をさらに行っていただきたいと思うのですが、ホームページにとどま

らない周知の努力を図っていただけるか、再度お聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 阪本財政改革部理事。

○阪本財政改革部理事 先ほどの周知の件でございますけれども、議員ご指摘のとおり、商工会等にも周知させていただきまして、対象となる方を町として周知できるように努力していきたいと思っております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○奥野 学議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第41号「専決処分の承認について（岬町税条例の一部改正）」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第6、議案第42号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算(第1次)）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第6、議案第42号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算(第1次)）」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、外出自粛要請など、新型コロナウイルス対策における国の

緊急事態宣言の発動により、住民生活等に影響を及ぼしている現状を踏まえて、国の施策や大阪府との共同施策に加えて、町の施策に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月7日付で専決処分したものでございます。

新型コロナウイルス感染の拡大を受けて、国や地方自治体では様々な対策がなされております。本町におきましても、厳しい環境に置かれている住民の皆様の負担を少しでも軽減できるような施策に取り組む必要があると考えております。

本補正予算におきましては、本町が独自に取り組む単独事業といたしまして、「小学校・中学校給食費無償化事業」、「ひとり親家庭生活支援事業」、「私立幼稚園等給食費給付事業」、「水道料金助成事業」の4事業、本町と大阪府との共同事業といたしまして、「休業要請支援金事業」の1事業、国庫補助事業といたしまして「特別定額給付金事業」、「子育て世帯への臨時特別給付金事業」の2事業、合計7事業の実施に必要な予算を計上いたしております。

本来なら、今定例会におきまして補正予算の上程をさせていただくべきところではございますが、これらの対策を早急に実施する必要があったことなどから専決処分をさせていただいたものでございます。ご理解をお願いいたします。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書ほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億6,533万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億6,933万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明させていただきます。なお、詳細につきましては8ページ、9ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

分担金及び負担金といたしまして、年度末までの学校給食保護者負担金の無償化を行うもので、小学校分と中学校分併せて4,561万4,000円を減額計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、15億9,464万9,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費補助金と事務費補助金の合計1,775万3,000円を、特別定額給付金に係る事業費補助金と事務費補助金の合計15億7,689万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、岬ゆめ・みらい基金繰入金1億1,629万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、15億7,689万6,000円を計上いたしております。内容といたしましては、特別定額給付金事業費といたしまして、住民基本台帳登録者を対象に、世帯構成員1人につき10万円を支給する特別定額給付金15億5,060万円のほか、システム導入委託料などの事務費2,629万6,000円を計上するものでございます。

民生費といたしまして、2,429万円を計上いたしております。内容といたしましては、児童福祉総務費といたしまして児童扶養手当の受給者などを対象に、子ども1人につき1万円を支給するひとり親家庭生活支援事業補助金と事務費の合計192万8,000円を、子ども・子育て支援事業費といたしまして私立幼稚園等の給食費の無償化を行うための給付費460万9,000円を、子育て世帯への臨時特別給付金事業費といたしまして、児童手当支給世帯の対象児童1人につき1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金と事務費の合計1,775万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生総務費といたしまして、家庭用の水道料金の基本料金を令和3年5月分まで50%減額するための大阪広域水道企業団への負担金として、今年度負担分3,489万8,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、商工総務費といたしまして、大阪府の休業要請を受けて実施する中小企業、個人事業者を支援するための休業要請支援金（府・市町村共同支援金）に係る市町村負担金2,925万円を計上いたしております。

教育費につきましては、共同調理場費といたしまして、歳入予算でご説明させていただいた学校給食保護者負担金を減額する一方、同額を岬ゆめ・みらい基金繰入金を増額することに伴う財源更正を行うものでございます。

次に、4ページをご参照願います。「第2表 債務負担行為補正」をご覧ください。

大阪府広域水道企業団負担金（水道料金助成事業）といたしまして、家庭用水道料金における基本料金の50%減額を令和3年5月使用分までとすることから、期間を令和3年度、限度額を746万円として追加するものでございます。

以上が本補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し

上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 反対、賛成。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 竹原議員は、賛成ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○奥野 学議長 賛成ですか。では、順番に。中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 議案第42号、専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予（第1次））、賛同する立場で討論に参加したいと思います。

5月7日、専決処分ということで、従前から中身についてはお聞きしておりましたけれども、近隣の他の市や町と比較しても遜色のないコロナの緊急対策を決められたと前向きに捉えております。

そして、時期的にも他と比較して5月7日という時期は決して遅くはなかったと思っておりますので、住民の大変な実情を前に、町としてできる限りの支援をとということを考えられたものと前向きに評価したいと思います。

とりわけ、私立幼稚園等給食費給付事業につきましては、今年度のみならず来年度以降も継続して給食費を無償化するというもので、子育て世帯を大いに励ますものと歓迎したいと思います。

引き続きコロナ禍に対応できるように、さらなる拡充を改めて求めるものであります。

一つ意見を申し上げるとするならば、5月7日に専決処分をされて、そして本日、承認を求めらるということで提案をされておりますが、できるだけ専決処分ということではなく、議会の審議に付すように求めておきたいと思っております。

和泉市や泉佐野市は、5月中に2回も臨時議会を開いております。そして、1次、2次という格好でコロナ対策を積み上げているという、他の自治体の経過を見ますと、可能な限り議会の審査に付していただきたいとこの場をお借りして求めておきたいと思っております。

岬町としての最大限の努力を高く評価したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、竹原議員どうぞ。

○竹原伸晃議員 私も、この議案第42号、専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第1次））、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

これは、全世界を巻き込んだコロナの影響による町独自のところをしっかりと酌んでいただいているということで、スピード感をもって実施していただいた結果だと、このように思っております。

今後とも、さらなる拡充もあるということも予想されますが、やはりスピード感、これが一番重要になってきますので、先ほど、中原議員も言われていたように、専決もいいですけども、臨時議会もどんどん開いていただいて、前向きに取り組んでいただきたいということも申し加えておきます。

○奥野 学議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第42号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第1次））」を起立により採決します。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第7、議案第43号「令和2年度岬町一般会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第7、議案第43号「令和2年度岬町一般会計補正予算(第2次)について」をご説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、世界経済が急速に悪化する見通しであると言われております。

「コロナショック」が本格化する4月から6月期の国内総生産（GDP）は、年率換算で20%程度の大幅な下落が予想されることから、その後の回復の道のりも厳しいものと考えられま

す。

本町の財政につきましても、引き続き厳しい環境にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,615万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,548万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、3,414万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、児童・生徒1人に1台のパソコンを整備するためのGIGAスクール構想について、当初の目標年度である令和5年度から今般の新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急経済対策により、令和2年度中に前倒しが決定されたことに伴い地方財政措置、すなわち児童生徒3人に1台の交付税算入分を除く整備費用に充当するための公立学校情報機器整備費補助金の小学校分1,619万6,000円を、中学校分944万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、103万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別支援学校等の臨時休業により、放課後等デイサービスの利用が増加した利用者負担金の軽減を図るために、利用料の増加に伴う給付費に充当するための臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業補助金61万3,000円を、淡輪幼稚園の新型コロナウイルス感染対策として、マスク、消毒液の購入費用や空気清浄機等の設置費用に充当するための教育支援体制整備事業費交付金42万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしましては、4,045万5,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金3,155万8,000円を、関西電力の鉄塔建て替えに伴い必要となる深日財産区有地の処分、地役権の設定、樹木伐採に係る補償金について、町への配分額を財産区会計から繰入れをするための深日財産区特別会計繰入金487万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸収入といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校給食休止により影響を受けている食材事業者に対して、既に発注していた食材に係るキャンセル料について、全国学校給

食会連合会からの学校臨時休業対策費補助金51万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては12ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、1,047万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、多奈川朝日会館付近の普通財産を地元自治区の要望に基づき、施設利用者の利便性の向上を図るために、駐車場として整備するための普通財産管理工事129万8,000円を、令和元年5月31日から5年以内に国外転出者のマイナンバーカードの利用が開始されることに伴い、その対応として戸籍の附票を活用するため、住民票コードを住民情報システムから戸籍システムへ送信する機能などを追加するための住民情報システム改修委託料157万3,000円を、また、戸籍の附票の活用に際しては、戸籍システム側にも改修する必要が生じるため、戸籍の附票に生年月日・性別・住民票コードを記載するためなどの戸籍電算化システム改修委託料642万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別支援学校等の臨時休業により利用が増加したことに伴う障害児通所支援給付費111万9,000円を計上いたしております。

土木費といたしまして、1,843万7,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、町道国玉北線法面改修工事197万7,000円を、新たなみさき公園の管理運営事業者の公募を行うに当たり事業者選定に係る専門的知見が必要となることから、コンサルティング事業者への業務委託として、民間事業者導入検討業務委託料750万2,000円を、運営事業者選定支援業務委託料875万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては、4,612万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、令和5年度までに児童・生徒1人1台のパソコンを整備するためのGIGAスクール構想の目標年度が今般の新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急経済対策により、令和2年度中に前倒しが決定されたことに伴い、地方財政措置、すなわち、児童・生徒3人に1台の交付税算入分を除く小学校360台のパソコン整備費2,996万3,000円を、中学校210台のパソコン整備費1,573万8,000円を、淡輪幼稚園の新型コロナウイルス感染対策として、マスク、消毒液などの医薬材料費や空気清浄機の設置費用の合計42万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、4ページをご参照願います。

「第2表 債務負担行為補正」をご覧ください。

みさき公園管理運営事業者選定事業につきましては、新たなみさき公園の運営事業者を選定するための支援業務を計上するものでございます。

また、GIGAスクール環境整備事業につきましては、小学校分と中学校分のいずれも地方財政措置となるパソコン整備費といたしまして、小学校分212台のリース費用、中学校分117台のリース費用をそれぞれ計上するものでございます。

なお、期間及び限度額はご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原議員。

○竹原伸晃議員 総務文教委員会に所属していませんので、先ほど説明のあったGIGAスクール構想に関して1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど説明の中で、小学校には360台、中学校には210台のパソコンを導入するといったことですが、やはり、こちらも困っているのは現場であって、使われるところで一刻も早く入れていただきたいという思いがあると思いますが、やはり、こういうまとまった台数について、年度内にということですが、実際、ここで可決をして、時間的なもの、年度内につて、年度末に納められても駄目ではないかと思しますので、どのようなスケジュール感で導入を考えられているのかだけ教えてください。

○奥野 学議長 澤教育次長。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学校につきましては、6月15日から本格再開ということになっているのですが、また第2波、第3波がくる可能性もありますので、その時に備えて、できるだけ早急にスピード感を持ってパソコンの整備を進めたいと考えております。

6月23日の最終日に議決いただいた後に、速やかに入札手続きに入りまして、できるだけ早いうちに、できれば9月ぐらいには何とか納品できるようなスケジュール感を持って進めていきたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ありがとうございます。

このGIGAスクール構想というのは、岬町だけではなく、全国的な話でございますので、やはり、パソコンの品不足というのが予想されるのかなど。

その中でも、やはり、早く注文したほうが良いと思いますので、対応のほう、よろしく願いしたいと思います。

これは意見ですが。

○澤教育次長 先ほどの納品につきまして、修正させていただきます。

金額が高額になりますので、議会の議決が必要になってきます。

つきましては、仮契約した後に、議会の議決が必要になってきますので、議会の議決の日につきまして、相談させていただきたいと思っております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第43号「令和2年度岬町一般会計補正予算(第2次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第8、議案第44号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第8、議案第44号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)」につきまして、ご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,192万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,366万円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

財産収入、財産運用収入として土地貸付収入712万9,000円、財産売払収入として土地売払収入225万3,000円、諸収入、雑入として樹木伐採補償金56万5,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、関西電力の送電鉄塔建て替えに伴い、岬カントリー内の財産区所有地の送電線施設用地の地役権の設定、売却及び工事に伴う樹木伐採の補償費用を計上するものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金197万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施する道路改良事業の財源を基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、基金費として深日地区財産区基金積立金507万3,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、財産区財産の処分のうち、財産区収入分を基金に積み立てるものでございます。

諸支出金繰出金として、一般会計繰出金685万1,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、財産区財産の処分に伴う町配分額487万4,000円、一般会計で実施します道路改良事業197万7,000円の財源として繰り出すものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。
ただいま議題となっております「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。
よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第9、議案第45号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第45号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)」につきまして、ご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,394万円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として多奈川地区財産区基金繰入金204万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金繰出金として、一般会計繰出金204万6,000円を計上いたしております。

内容といたしましては一般会計で実施します朝日地区普通財産管理工事等の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第10、議案第46号「動産買入れ契約の締結について(バスの買入れ)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第10、議案第46号「動産買入れ契約の締結について(バスの買入れ)」につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、コミュニティバスの買入れに当たり、動産買入れ契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、コミュニティバス1台、契約の方法は随意契約でございます。

契約金額は2,080万1,000円、うち消費税及び地方消費税の額は189万1,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪6045番地、大東陽 代表者 坂辺 正でございます。

契約の経過及びコミュニティバスの概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の入札結果経過調書をご覧ください。

今回のコミュニティバスの購入に当たり、令和2年度、3年度、岬町物品役務提供等登録業者のうち、業種区分、車両販売、車両用品、車両整備、営業品目、マイクロバスに登録を行っている7社を指名し、指名競争入札を実施いたしました。

4社が事前に入札を辞退し、5月20日の入札には3社が応札いたしましたが、3回の入札では予定価格に達しなかったことから、入札は不調となりました。

入札が不調となった場合は、事業者を入れ替えて再入札を行うか、仕様を変更して同じ事業者で再入札に付するか、随意契約で契約を締結するかのいずれかとなります。

今回、購入するコミュニティバスは、車両が限定されていること、再入札となると発注までに時間を要し、新型コロナウイルス感染症による製造現場の影響により納期が懸念されていることから、最低価格入札者と協議を行う随意契約の方法に変更を行いました。

入札では2社が同額での応札となりましたので、くじを行い、随意契約協議優先権者を決定いたしました。この事業者は協議を辞退され、次点者と協議を行い、1,891万円の提示があり、予定価格内でありましたので、契約の相手方として決定し、令和2年5月29日に仮契約を締結したものでございます。

契約金額は消費税を加算し、2,080万1,000円となります。

なお、物品の予定価格については非公開といたしております。

また、コミュニティバスの納入期限は、令和3年3月31日といたしております。

参考資料の裏面、コミュニティバス車両の概要をご覧ください。

車両の名称は、日野ポンチョ。車両の形式は、郊外型低床ロングボディ。乗降部一扉。車両寸法は全長6.99メートル。全幅2.08メートル。全高3.1メートル。路面から乗降口31センチ。低床時26センチ。

装備仕様等は、乗車定員33人。行先表示機、ドライブレコーダー、車椅子固定装置、岬町マスコットキャラクターの貼付けなどがございます。

車両のイメージ等は図のとおりでございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「動産買入れ契約の締結について(バスの買入れ)」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第11、議案第47号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第11、議案第47号「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること、並びに、これに伴う大阪広域水道企業団規約を変更するため、関係市町村と協議するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

概要としましては、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するため、規約の変更に関する協議を行

うものでございます。

それでは、議案書の裏面及び新旧対照表を併せてご覧ください。

大阪広域水道企業団規約、平成22年11月2日、大阪府知事許可の一部を次のように変更するものでございます。

別表第2中、「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四條畷市」の次に「大阪狭山市」を、「忠岡町」の次に、「熊取町」を、「太子町」の次に「河南町」を加えるものでございます。

附則としまして、1. この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約、平成30年7月18日、大阪府知事許可の一部を次のように変更するものでございます。

附則中、平成36年4月1日を令和6年4月1日に改めるものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第12、議案第48号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第12、議案第48号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員、戸口万壽美氏は、令和2年6月17日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

戸口万壽美氏については、住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1241番地。

生年月日は、昭和18年9月7日生まれ。

経歴等については議案書裏面に記載のとおりであります。

よろしくご審議の上、戸口万壽美氏の選任についてご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより議案第48号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第13、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本件について、坂原議員は、地方自治法第117条の規定に該当し除斥されますので、退場を求めます。

(坂原議員 退場)

○奥野 学議長 本件について提案理由の説明を求めます。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第13、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」をご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、辻川夫美子氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2443番地の2。

氏名は、辻川夫美子。

生年月日は昭和28年10月27日でございます。

学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、諮問第1号は、これを適任とすることに決定しました。

坂原正勝君の入場を求めます。

(坂原議員 入場)

○奥野 学議長 日程第14、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

これより、本件について提案理由の説明を求めます。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第14、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」をご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、竹本靖典氏は、令和2年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は、大阪府泉南郡岬町淡輪930番地の1。

氏名は、竹本靖典。

生年月日は昭和27年1月2日でございます。

学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を起立により採決します。

本件は、これを適任とする意見を付することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、諮問第2号は、これを適任と意見を付することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第15、報告第2号「令和元年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」報告を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第15、報告第2号「令和元年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告について」をご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面をご参照願います。

事業の完了が翌年度となる繰越事業といたしましては、個人番号カード利用環境整備事業ほか7事業となっており、翌年度への繰越額の合計は3億6,016万2,000円となっております。

また、翌年度繰越額の財源内訳といたしましては、令和元年度に収入されました既収入特定財源といたしまして、小学校トイレ改修事業に係る深日財産区特別会計繰入金870万1,000円、未収入特定財源といたしまして、令和元年度の国庫支出金の交付決定や、地方債の同意に基づき翌年度に収入予定の国庫支出金及び地方債を合計で3億3,402万8,000円一般財源は、1,743万3,000円となっております。

なお、ここに掲げております各事業につきましては、一般会計補正予算（第6次）、（第7次）及び（第8次）につきまして限度額を設定し、既に翌年度に明許繰越を行ったものでございます。

また、各事業に係る金額及び財源内訳につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が、令和元年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の概要でございます。

○奥野 学議長 財政改革部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって「令和元年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく願いいたします。

次の会議は6月23日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうも、ご苦勞様でございました。

（午前11時52分 散会）

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和2年6月3日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝